

丹（まごころ）のやさい 認定要領

1 趣旨

この要領は、「丹（まごころ）の里」活性化推進協議会（以下、当協議会という。）が実施する丹波市産農産物の認知度向上や販売促進を目的とした「丹（まごころ）のやさい」の認定制度の実施に関し、必要な事項を定める。

2 対象者

- (1) この制度の対象は、丹波市内で「丹（まごころ）」を込めて生産を行っている農業者等を対象とする。
- (2) 農業者等とは、個人農業者、農業者団体、農業法人、農業協同組合とする。

3 認定方法

- (1) 認定を受けようとする者は、申請書等の必要書類を当協議会に提出するものとする。
- (2) 当協議会は申請書等の書類を確認し認定するものとする。

4 認定基準

認定する基準は、次の（１）及び（２）の要件を満たす農業者等とする。

ただし、当協議会が認める者はこの限りではない。

- (1) 丹波市内で農産物等の生産を行っていること。
- (2) 次のア又はイのいずれかの取組みをしていること。
 - ア 農産物等直売所で販売している。
 - イ 消費者又は実需者と契約し直接取引している。

5 認定後の展開

- (1) 当協議会は、認定した者（以下、認定者という。）に認定証を交付する。
- (2) 認定者は、農産物のパッケージ等にロゴマークを貼付することができる。
- (3) 当協議会は、認定者の意向により丹波市農業ポータルサイト（丹波 de 農業）に認定者の情報を掲載する。
- (4) 当協議会は、「丹（まごころ）のやさい」の啓発用品を認定者の申出により貸出する。
- (5) 認定者の年間平均出荷量が1日あたり2,400袋以上である場合には、出荷袋へロゴを印字する際に係る版代金の一部を支援する。
- (6) 認定者が前項の支援を受けようとする場合には、申請書等の必要書類を提出するものとする。

6 認定期間

認定期間は、認定日から当該年度末までとする。

ただし、認定者から特段の申出がない場合は1年間延長するものとし、以後同様の取扱いとする。

7 認定取消

当協議会が、丹（まごころ）のやさいのブランドイメージを低下させる又はその恐れがあると判断した場合、認定取消しをすることができる。

8 ロゴマークの取扱

認定者が、農産物等の販売促進を行う場合、ロゴマークを使用することができるものとする。

ただし、ロゴマークの編集を行う場合は当協議会の許可を受けるものとする。

9 その他

その他必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この要領は、令和6年6月27日から施行する。
- 2 この要領は、令和7年4月18日から施行する。

別に定める事項

関係条項	内容
第5条 (版代金の一部支援)	(版代金の一部支援に係る支援額) 1 事業費に対する1/2以内(1,000円未満切捨て) 2 事業費に係る支援額は、上限12万5,000円 3 1事業者当たり1回を限度とする。